

子どもの健やかな成長を応援するため **新生児特別臨時給付金を支給** します

10万円

対象の新生児1人につき

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響を鑑み、国の特別定額給付金の基準日の翌日である、令和2年4月28日以降に出生した新生児の世帯へ、子どもの健やかな成長を応援するため、対象の新生児1人につき10万円の新生児特別臨時給付金を支給します。☎総務課庶務係☎042-497-1819

【支給要件】 下記2つの要件を満たしていること。
①出生日が、令和2年4月28日から令和3年3月31日までの子どもを養育している世帯
②子どもの住民登録が出生日から給付申請日まで継続して清瀬市に

ある
【申請者】 原則、対象となる子どもを出産した母
【支給額】 対象の新生児1人につき10万円
【申請方法】 郵送で受付

◆令和2年8月31日までに出生届を提出した世帯=9月中に申請書兼請求書をお送りします。
◆9月以降に出生届を提出する世帯=出生届提出時にお渡しさせていただきます
◆申請書兼請求書に必要事項を記入して提出していただくか、市ホームページからダウンロードできる申請書を使用し提出してください。
【申請期限】 令和3年4月30日(金)(消印有効)



国勢調査がはじまります

5年に1度の日本で最も重要な統計調査「国勢調査」を、令和2年10月1日現在で実施します。「日本に住む人や世帯」について知ることで、生活環境の改善や防災計画など、私たちの生活に欠かせないさまざまな施策に役立てられる大切な調査です。ご協力をよろしくお願いいたします。

☎文書法制課統計係☎042-497-2032

インターネット回答期間

9月14日(月)～10月7日(水)

郵送(紙の調査票)での回答期間

10月1日(木)～10月7日(水)



国勢調査
2020 総
合サイト



国勢調査に
ついて(市ホ
ームページ)

国勢調査ってどんな調査?

全世帯が対象

日本に住んでいるすべての人と世帯が対象です。生まれたばかりの赤ちゃんや外国人の方も対象に含まれます。

最も重要な調査

統計法という法律に基づいて、5年に1度実施される、日本で最も重要な統計調査です。

回答の義務あり

法律で回答することが義務付けられています。回答が確認できない場合は、再度調査票をお配りします。

調査書類は調査員が世帯ごとに配布

住所の申請地と関係なく、ふだん住んでいるところで回答をお願いします。

全16問でかんたん

出生の年月や職業など世帯員に関する設問と、住居の種類や世帯員の数などの世帯に関する設問の16問です。

調査結果は身近な暮らしに活用

災害時に必要な物資を備えたり、コンビニの出店計画に利用されるなど、私たちの生活の身近なところに役立てられています。

新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ

9月14日ごろから調査票を配布します

※調査員は9月上旬より市内をまわり、調査地域の確認をしています。

新型コロナウイルス感染防止のため、調査書類の配布を、できる限り世帯の皆さんと調査員が対面しない非接触の方法で行うようにしています。具体的には次のとおりです。

①調査員がインターホン越しに「世帯の人数」などを伺います。

②その後、郵便受けなどに調査書類を配布します。

※ご不在の場合も、郵便受けなどに調査書類を配布します。

※配布する調査書類に個人情報記載されておりません。

国勢調査のご回答は、できる限り「インターネット」または「郵送」でお願いします

皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします

上記の提出方法が難しい場合は、調査員が直接回収します。調査員回収をご希望の方は、調査書類配布時に調査員へ伝えるか、文書法制課統計係☎042-497-2032にお問い合わせください。

国勢調査を装った詐欺や不審な調査にご注意ください。

- ◆調査員は身分を証明する「調査員証」を携帯しています。
- ◆証明書等を使った本人確認は行いません。
- ◆パスポートや在留カード、就学ビザは必要ありません。
- ◆個人番号(マイナンバー)は必要ありません。
- ◆運転免許証、健康保険証、登記事項証明書は必要ありません。
- ◆金融機関の通帳や、カードは必要ありません。
- ◆特別定額給付金(10万円)とは関係ありません。
- ◆還付金や報酬のほか、金銭のやり取りはありません。